

65歳～74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続き

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

65歳から74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の申請受付を住民課（役場1階）で行っています。

申請をされる方は、下記のものをご持参のうえ、手続きをしてください。

▶ 持参するもの

- ・印鑑
- ・障がいの程度が確認できる書類（障害者手帳など）
- ・本人確認ができるもの（運転免許証など本人と確認できるもの）及びマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（通知カード等）



※障がい認定を受けた方は、認定後も75歳になるまでは、届出により将来に向かって撤回することができます。この場合、撤回後は国民健康保険又は社会保険等に参加することになります。

国民年金広場

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

日田年金事務所 ☎0973-22-6174

国民年金保険料について

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

毎月の納付期限について

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。

保険料の納め忘れがあると、万一障害や死亡といった不慮の事態が発生により、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

臨時特例措置等について

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月以降の保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置も設けられていますので、お近くの年金事務所または住民課までご相談ください。

次回の 年金相談

●とき 6月23日（水）

●ところ 九重町役場1階102会議室

※予約が必要ですので、日田年金事務所までご連絡ください

